

インストラクターズクリニック規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第2章第4条に基づき、インストラクター及びイグザミネアの技術向上、技術指導法の研修及び一般教養を高め、資質の向上を図るためにこれを定める。

2. 参加義務

すべてのインストラクター及びすべてのイグザミネアは、以下の項目の義務を果たさなければならない。

- (1)インストラクター及びイグザミネアは、取得年を入れて、3年以内に1回、インストラクターズクリニックに参加する義務を果たすことで、資格の更新をすることができる。クリニック受講により、3年の任期終了後に、次の3年の義務となる。
- (2)インストラクター検定会受検及びイグザミネア認定会参加及びその他の連盟主催の講習会は、インストラクターズクリニックが担当できる講師が担当した場合のみ、インストラクターズクリニック参加と置き換えることができる。
- (3)連盟主催の講習会でのインストラクターズクリニックとして受講するには、クリニックの受講料を支払わなければならない。宿泊を伴う場合は、別途実費支払わなければならない。

3. 実施

- (1)毎年1回以上、連盟または、教育部が認めた団体の主催で実施する。開催時期、開催場所は、年度初めの事業計画にて明示する。
- (2)実施内容は、その年度のテーマ伝達を主として行う。2時間を1単位として3単位以上を行う。

4. 受講申込み

受講希望者は、氏名、年齢、性別、住所、受講希望種類等を所定の申込み用紙に記入の上、受講料を添えて連盟に申し込む。

5. クリニック受講料

インストラクターズクリニック受講料は、¥9000(宿泊費別途)とする。

6. 講師

その年のプレシーズンセミナーに参加したスーパーバイザーまたはSuper Examiner及びデモンストレーターが担当する。但し、First Instructor及びAdvance Instructorのインストラクターズクリニックのみ、その年のプレシーズンセミナーに参加したイグザミネアが担当することができる。

7. 報告

教育部が認めたインストラクターズクリニック開催団体は、教育部へ開催結果を報告する。教育部は、インストラクターズクリニックの結果を理事会に報告する。

8. 受講料の納付

教育部が認めたインストラクターズクリニック開催団体は、受講料の一部を連盟に1週間以内に納付しなければならない。期限内に納付が出来ない場合は、事前にその旨を連絡する。

イ. 受講料: 1人参加につき¥3000